

新庁舎1階区民交流スペース等の機能及び運用について

令和6年5月に開設する区役所新庁舎の1階は、「新しい区役所整備基本計画」(平成28年12月策定)において、区民が主体的にまちづくりに参加し、協働していくための拠点として整備するほか、庁舎西側の広場と一体的な活用を図ることで、四季の都市(まち)地区の賑わいの拠点の一つとなるよう整備し、休日も利用できるようにしている。

この考えを踏まえ、新庁舎1階における区民交流スペース等について、各機能と運用の方向性を定めたので報告する。

1 区民交流スペース等の機能及び運用

(1) 基本的な考え方

新庁舎1階は、明るく開放的な庁舎の象徴的な空間として、地域活動、産業・都市観光、文化・芸術の情報発信機能を備えた、区民が共創する場として整備する。

また、情報発信スペースと多目的スペースにわたるエリアの名称を「ナカノのナカニワ」とし、イベントスペース、区民利用会議室と連携した区民交流スペース等として運用する。

なお、各スペースの位置等は、別添 [参考資料](#) 「新庁舎1階区民交流スペース等の機能及び運用」(右下番号2)のとおり。

(2) 情報発信スペース

パネル展コーナー、観光情報コーナー、相談コーナー、アート展示スペース等を設置し、多様な情報を集約した総合情報コーナーとして整備する。庁舎を訪れた区民が多様な情報に触れ、また、区民自身が情報を発信する場として活用できるようにする。

(3) 多目的スペース

多目的スペースは、区民の様々な活動への参加や体験を促進する、ワークショップを開催するスペースとして運用する。ワークショップは、文化・芸術活動を中心に、地域活動や公益活動などを主たる対象とする。

また、ワークショップを行わないときは、来庁者など誰もが自由に利用できる休憩スペースとして開放する。

(4) イベントスペース

大型モニターを設置し、区が主催する事業で使用するほか、行政財産の目的外使用として、区民団体や法人等に、夜間や休日も含め有料で貸出しを行う。なお、法人等への貸出しは、区民を対象に含んだ、文化・芸術イベント等に限定する。また、夜間や休日については、食堂・カフェと一体的に利用できるように検討する。

一方、貸出し等の占有使用がない時間帯は、来庁者など誰もが自由に利用できる休憩スペースとして開放する。

イベントスペースの予約や使用料の支払いについては、試行的にオンラインで実施し、その結果を踏まえ、方法等を定めることとする。

(5) 区民利用会議室

区民利用会議室は、各種選挙の投票所や区の臨時窓口、区民対象事業等の行政目的での使用を除き、行政財産の目的外使用として、区民団体等に夜間・休日も含め有料で貸出しを行う。

なお、会議室の予約や使用料の支払いについては、試行的にオンラインで実施し、その結果を踏まえ、予約・支払い方法を定めることとする。

(6) 西側広場

西側広場については、四季の森公園やイベントスペースと一体的に利用できるよう、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく運用を検討する。

2 区民交流スペース等の運用方法等

(1) 運用方法

情報発信スペースにおけるアート展示、多目的スペースのワークショップ運営のほか、イベントスペースにおける新庁舎オープニングイベント及び定期イベントの開催について、令和5年度の債務負担行為により業務を委託し、実施する予定である。なお、本業務委託は、新庁舎開設後の令和6年度における当スペースの周知と利用の促進、また効率的な運用を目的としたものであり、令和7年度以降は、区が直接運営することを想定している。

(2) 各スペースの使用料

現在検討中の施設使用料の見直し方針を踏まえ、算出する。

3 各スペースの愛称募集等

区民の利用を促進し、愛着の醸成を図ることを目的として、多目的スペース、イベントスペース及び西側広場の愛称を募集する。募集は区報やホームページで実施し、組織内に設置する検討会で決定する。また、区民利用会議室は「ミーティングルーム」と呼称する。

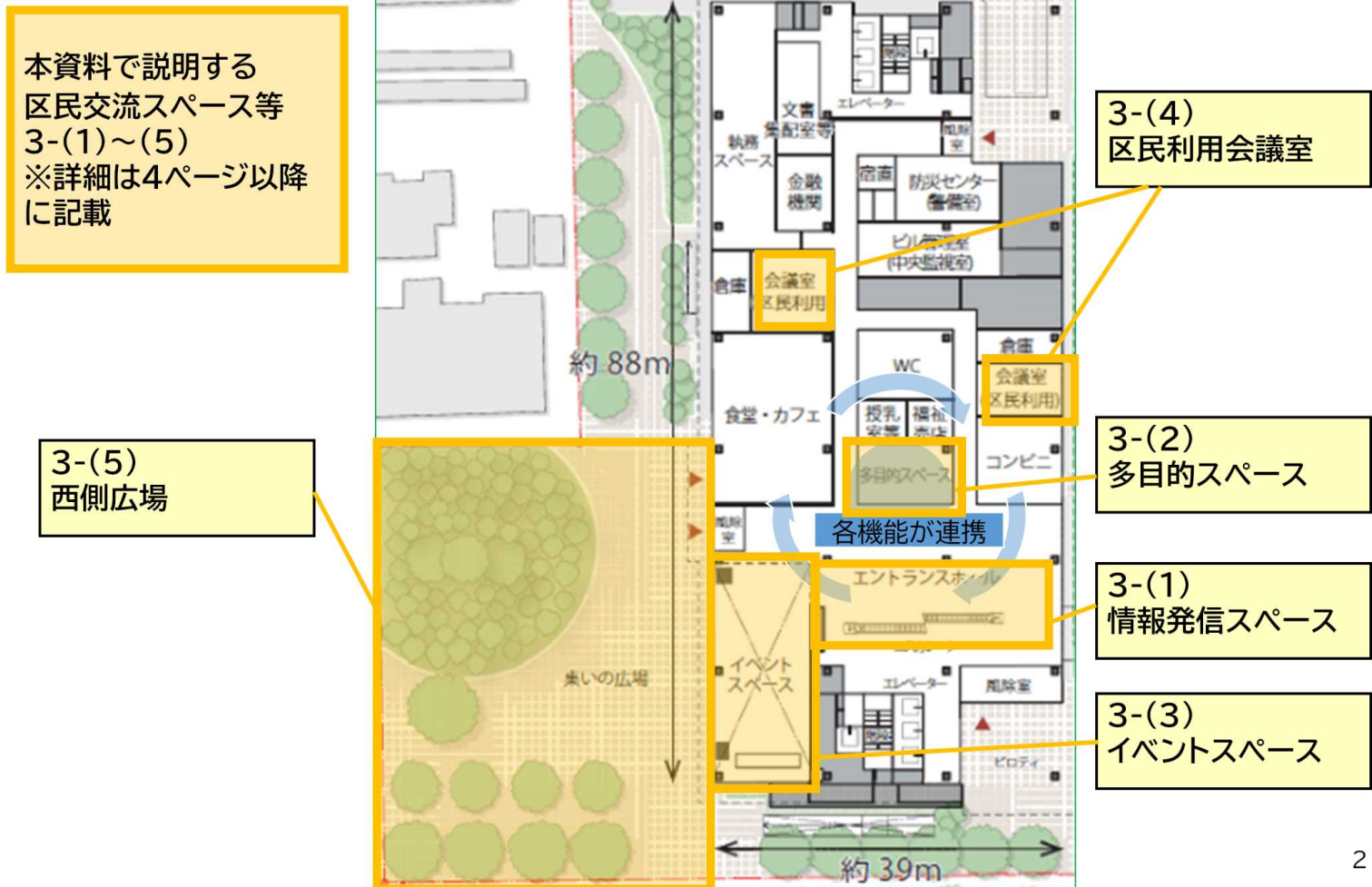
4 スケジュール

令和5年10月下旬	新庁舎区民交流スペース等整備事業業務委託の企画提案公募型事業者選定募集告知
	各スペースの愛称公募
令和6年1月初旬	事業者決定・契約
令和6年5月	新庁舎開設、オープニングイベントの実施
令和6年7月	イベントスペース、区民利用会議室（ミーティングルーム）の予約・貸出開始

新庁舎1階区民交流スペース等の 機能及び運用

1

1 新庁舎1階の各スペース



2

より行きたくなる、ずっと居たくなる区民の居場所 共創の広場「ナカノのナカニワ」

コンセプトを支える3つのポイント

ふらっと来たくなる
みんなの居場所

多様な人びとの居場所
社会包摂×文化芸術

中野らしい
文化芸術コンテンツ

(例)NAKANO街中まるごと美術館！
(アールブリュット)の蓄積と広がり

「主体的な参加・協働」
に基づく持続的運営

見る体験からつくる体験へ
コラボレーションによる運営

区民の可能性を開く「参加と共創の実践」へ

3

3 各スペースの機能

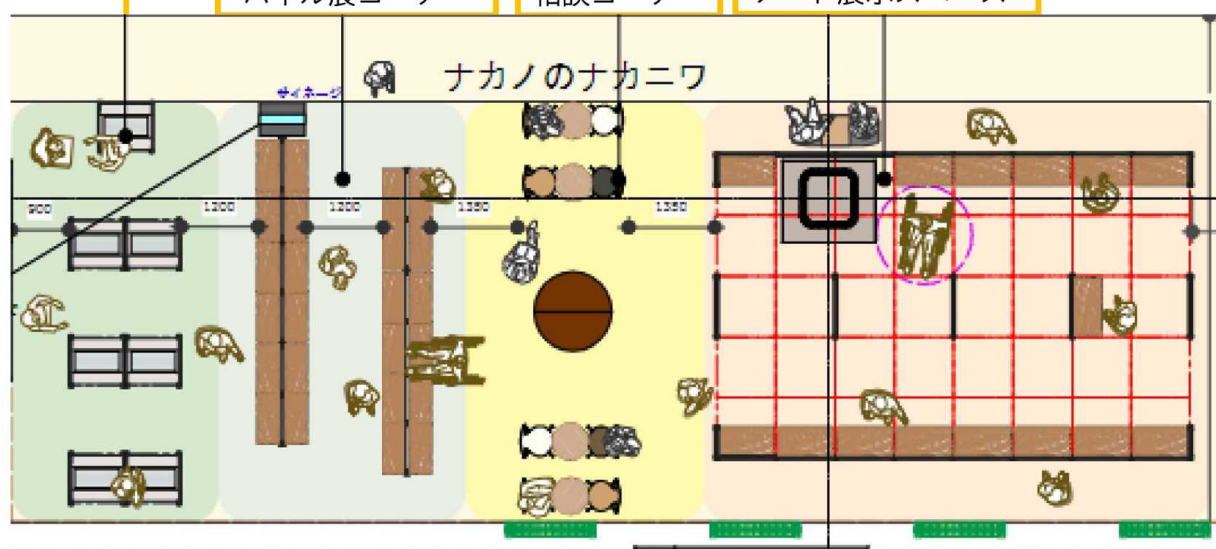
(1)情報発信スペース

観光情報／里・まち連携情報コーナー

パネル展コーナー

相談コーナー

アート展示スペース



- ▶ 多様な情報を集約した総合情報コーナーとして整備する。
- ▶ 庁舎を訪れた区民が多様な情報に触れ、また区民自身が情報を発信する場として活用する。

4

3 各スペースの機能

(1) 情報発信スペース

パーゴラのイメージ



- ▶ アート展示スペースに設置するパーゴラでは、文化・芸術の常設展示、企画展示、区民展示を実施する。
- ▶ パーゴラ以外の家具類は移動可能なものとし、各事業に合わせてフレキシブルな使用を可能とする。

5

3 各スペースの機能

(2) 多目的スペース



- ▶ 多目的スペースは、区民の様々な活動への参加や体験を促進する、ワークショップを開催するスペースとして運用する。
- ▶ ワークショップは文化・芸術活動を中心に、地域活動や公益活動などを主たる対象とする。
- ▶ ワークショップを行わないときは、来庁者など誰もが自由に使用できる休憩スペースとして開放する。

6

3 各スペースの機能

(3) イベントスペース



- ▶ 大型モニターを設置し、区が主催する事業で使用するほか、区民団体や法人等の団体に夜間や休日も含め有料で貸し出す。
- ▶ 法人等への貸出しは、区民を対象を含めた、文化・芸術イベント等に限定する。
- ▶ 貸出し等の占有使用がない時間帯は、来庁者など誰もが自由に使用できる休憩スペースとして開放する。
- ▶ イベントスペースの予約や使用料の支払いについては、試行的にオンラインでの実施し、その結果を踏まえ、予約・支払い方法を定めることとする。

(4) 区民利用会議室(ミーティングルーム)

- ▶ 各種選挙の投票所や区の臨時窓口、区民対象事業等の行政目的での使用を除き、区民団体等に夜間・休日も含め有料で貸出しを行う。
- ▶ 会議室の予約や使用料の支払いについては、試行的にオンラインで実施し、その結果を踏まえ、予約・支払い方法を定めることとする。

7

3 各スペースの機能

(5) 西側広場



- ▶ 有効空地にあたることから、東京都「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づく運用を検討する。
- ▶ イベントの主催者等に有料で貸し出しを行う。
- ▶ 中野四季の森公園や新庁舎1階のイベントスペースと連携し、にぎわいの創出を図る。

8

